

広島県教育委員会教育長告示第十三号

広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月二日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立高等学校等管理規則施行細則(昭和五十八年広島県教育委員会教育長告示第九号)

の一部を次のように改正する。

様式第七号中 「本・分校」や「本校・分校」及び「実施授業時間数」及び「実施授業数」

の(注)2中「教科・科目」や「教科及び科目」及び「及び広島県立高等学校教育課程編成基準別表」や(注)5「当該教科」や「当該科目」及び「専門教科」や「専門教育に関する教科」及び(注)6「回覧紙の(注)8中「備考」や「及び備考」及び(注)9中「用紙は日本工業規格A列4」や「用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、これ」及び「使用し、2枚」や「使用すること。2枚」及び「貼足をしないで、それら」や「これ」及び「すること」及び(注)10。

様式第八号の(注)1中「教科・科目」や「教科及び科目」及び「及び広島県立高等学校教育課程編成基準別表」や(注)5「当該教科」や「当該科目」及び「専門教科」や「専門教育に関する教科」及び(注)6「回覧紙の(注)9中「及び」及び(注)10。

5 面接指導の単位時間数欄には、当該科目について1年間に実際に実施された面接指導の単位時間数を記入する。その際、1単位時間を50分として計算するものとする。

様式第八号の(注)7中「備考」や「及び備考」及び(注)8「回覧紙の(注)8中「用紙は日本工業規格A列4」や「用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、これ」及び「使用し、2枚」や「使用すること。2枚」及び「貼足をしないで、それら」や「これ」及び「すること」及び(注)10。

附則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。